



お知らせ  
第169号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2025. 2. 1 発行

## 協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽ岩手支部の健康保険料率と介護保険料率が令和7年3月分（4月納付分）から改定されます。健康保険料率（案）は現行の保険料率から0.01ポイント、介護保険料率（案）も同じく0.01ポイント、どちらも引き下げとなります。なお、健康保険料率について、今回は46都道府県で変更（引き下げが18都府県、引き上げが28道県）、1県が据え置き。全国平均は10%を維持となりました。

	現行	2025年3月～
岩手県保険料率	9.63%	9.62%
改定幅	—	△0.01ポイント

	現行	2025年3月～
介護保険料率	1.60%	1.59%
改定幅	—	△0.01ポイント

## 雇用保険率の改定について

- ◆ 新型コロナの影響で、令和4年度途中から引き上げが続いた雇用保険料率ですが、令和7年4月から、全体で、前年度から0.1%（被保険者負担分0.05%、事業主負担分0.05%）の引き下げとなります。

	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

## 給与改定のご参考に

- ◆ 給与改定のご参考に、「岩手県の賃金統計令和6年度（厚生労働省岩手労働局）」から抜粋したデータを同封致します。調査対象は令和5年6月の給与で、賞与は令和4年1月から令和4年12月までの1年間に支払われた分が対象です。所定内給与額を岩手県の年齢階層別で見ると、令和5年は60～64歳男性層を除く全ての区分で前年増となっており、令和4年10月に岩手県最低賃金が33円と大幅に引き上げになった影響が考えられます。岩手県最低賃金はその後、令和5年39円、令和6年59円と急激に上昇しており、中小企業への負担が心配されているところです。

なお岩手県は、県内の中小企業等の賃上げを支援する目的で、昨年に引き続き「物価高騰対策賃上げ支援事業」を実施します。令和7年2月下旬の受付開始となりそうですが、事前に公表されている主な要件等は次のとおりです。

- 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの賃上げ
- 賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること
- 支給額は従業員1人当たり6万円。最大50人分（1事業所当たり最大300万円）
- 岩手県全体で30,000人を上限とし、上限に達し次第終了

ちなみに昨年は上限40,000人とされていましたが、最終20,313人とほぼ半数で終了しています。

## 労働保険料の口座振替について

- ◆ 労働保険料の口座振替を第1期（納期限7月10日）分からご希望の場合は、2月25日（火）が申込締切日となっています。ご希望の事業所様は当事務所の担当者までご相談下さい。